

確定申告 3月15日(火)まで

問合せ・ご相談
市税係 ☎32-2219

赤平市の令和3年分の所得税確定申告受け付け期間は3月15日(火)までです。

受け付け期間を過ぎた場合は税務署で申告してください。

※確定申告が必要かどうか不明な場合は、お問い合わせください。



指定地域

事情があり困難な場合は別の日程でも問題ありませんが、原則、右の日程表に従いご来場ください。

※東公民館での申告日は、市役所での申告はできません。



対面時間短縮のために

- 事前に医療費控除の計算や生命保険料などの整理をお願いします。
- 受付開始直後は混雑する傾向があり、日中から夕方の方が比較的空いています。
- 混雑時には入場制限を行いません。あらかじめご了承ください。
- 車で来場する場合は、車内でお待ちいただいても構いません。当日の混み具合を見て判断してください。
- 会場内で書類のコピーは行ないませんので、必要な書類は事前にコピーなどをしてください。
- 来場して申告するのが困難な方は、市税係までご相談ください。
- 青色申告をされる方は、お手数ですが滝川税務署で申告してください。



申告会場でのお願い

- 手・指の消毒をしてください。
- 入場時、37度5分以上の発熱がある方は入場をご遠慮いただきます。
- マスクを着用してください。
- ソーシャルディスタンスの確保にご協力ください。

受付時間

【午前の部】 8時30分～11時30分

【午後の部】 13時～16時

※8時30分よりも前や11時30分～13時は、受け付けできませんので、ご了承ください。

※3月4日(金)は午前の部のみ受け付け。



受付日	指定地域	会場
3月1日(火)	平岸新光町・平岸西町・平岸桂町・平岸東町・茂尻本町	東公民館 市役所での受け付け不可
2日(水)	茂尻中央町・百戸町・エルム町	
3日(木)	茂尻春日町・茂尻新町	
4日(金) ※午前のみ	茂尻新春日町・茂尻栄町・茂尻元町・茂尻旭町・茂尻宮下町	市コミセン
7日(月)	若木町西・若木町南・若木町北	
8日(火)	宮下町・美園町	
9日(水)	桜木町・豊丘町・字豊里	
10日(木)	東文京町	
11日(金)	北文京町	
14日(月)	西文京町	
15日(火)	市内全域	

ホームページから混雑状況を確認できます

市のホームページで申告会場の混雑状況を確認できるページを公開しています。

<https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/konzatsu.html>



空いている



やや空いている



やや混雑



混雑

感染症拡大防止にご協力ください



滝川税務署で確定申告される方へ

問合せ

滝川税務署

☎22-2191(音声ガイダンス)

- 混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。(作成済みの申告書を提出する場合は不要)
- 整理券は税務署で当日配布します。(LINEでのオンライン事前発行も可能)

※赤平市の会場では入場整理券の配布・発行はありません。

子育て世帯臨時特別給付金の申請

申請期限

3月31日(木)

児童一人につき10万円

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、子育て世帯へ下記の給付金の受け付け・支給をしています。申請期限は、3月31日です。

申請が必要な方で、まだ申請されていない場合はご申請ください。

【支給要件】

児童(18歳の年度末を越えていない者)の保護者のうち、令和3年9月時点の同一生計内で収入が最も高い者に支給。(児童手当受給者もしくはそれに準ずる養育者)

【申請方法】

高校生相当児童のみの保護者

⇒市から12月27日に申請書などを送付済み。

別居監護中の児童がいる公務員の保護者

⇒市で児童情報を把握できないため自己申告。

※窓口やホームページなどで申請書、必要書類などをご確認ください。

新生児を養育している保護者

⇒出生時、児童手当の手続きで案内をしています。

申請が必要な方(要申請者)

- 令和3年9月30日時点で高校生相当の児童のみを養育している保護者
- 所属庁から児童手当を受給している公務員の保護者
- 令和4年3月までに生まれた新生児の保護者 など

※一昨年の給付金を受給した公務員は、当係で児童手当情報を把握していますので、申請は不要です。

※申請不要の受給者については、令和3年12月29日に支給済みです。

※要申請者については、1月以降随時申請受理および支給中です。

NEW!

子育て世帯臨時特別給付金(支援給付)

支給要件

令和3年9月時点で児童手当受給者(もしくはそれに準ずる養育者)ではなかったが、その後、離婚などで令和4年3月分の受給者(もしくはそれに準ずる養育者)になった者のうち、前養育者から給付金を一部、または全部を受け取っていない者。

児童1人につき10万円

※前養育者から給付金を受け取っている場合は、その差額分を支給。

重要

該当すると思われる方には、2月中に市から個別に連絡をしています。該当すると思われる方で連絡が来ていない場合は、子ども未来・医療給付係までご連絡ください。

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

母子父子寡婦福祉資金の貸し付け



北海道では、母子家庭・父子家庭・寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、「修学資金」「就学支度資金」など各種資金を、低利子または無利子で貸し付けていますのでご相談ください。

修学資金の例

学校種	通学形態:貸付月額
公立高校	自宅通学: 27,000円まで 自宅外通学: 34,500円まで
私立大学	自宅通学: 108,500円まで 自宅外通学: 146,000円まで

貸付対象

- 母子福祉資金 配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している方
- 父子福祉資金 配偶者のいない男子で20歳未満の児童を扶養している方
- 寡婦福祉資金 配偶者のいない女子かつ、配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養したことがある方(寡婦)および、40歳以上の配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養していない方(寡婦を除く)

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216